

# 手形の取立委任文言の記載と 譲渡裏書の効力

今 川 嘉 文

～目 次～

- I 問題点の所在
- II 福岡高等裁判所平成19年2月22日判決
- III 取立委任裏書の効力と譲渡裏書
- IV 取立委任文言と譲渡裏書に係る判例
- V 取立委任文言の抹消と手形譲渡の成立
- VI 結 語

## I 問題点の所在

手形の取立委任裏書は、被裏書人に、裏書人が有する手形上の権利につき、行使する代理権限を授与する目的でなされる。そのため、取立委任裏書は、単に資格授与的効力を有し（手77条1項1号、18条1項本文）、権利移転的効力を有しない。裏書人は手形の裏書後もそのまま手形上の権利者となる。

では、取立委任文言を抹消し、新たに通常の譲渡裏書をなした場合、当該裏書は有効か。また、どの時点で通常の譲渡裏書の効力が生じるのか。すなわち、取立委任裏書の被裏書人が裏書人との合意により当該手形を譲渡担保にとる場合、当該譲渡は合意時に生じるのか、それとも取立委任文言の抹消時に生じるのか。

この問題につき、最高裁判所昭和60年3月26日判決<sup>(1)</sup>および同昭和50年

(2) 1月21日判決は、「実際に『取立委任文言が抹消された時点』で通常の譲渡裏書の効力が生じる」との立場にたつ。

それに対し、福岡高等裁判所平成19年2月22日判決は、<sup>(3)</sup>「債権者への取立委任裏書がなされた上で交付されていた商業手形が債権担保のため債権者に譲渡された場合、後日なされた『取立委任の記載の抹消を待たずに譲渡の時点』で手形債権は譲渡担保として債権者に移転したもの」と判示する。

本判決は、譲渡契約締結の経緯等の原因関係を斟酌し、取立委任文言の抹消を手形債権譲渡契約に基づく手形面上の処理が事実行為としてなされたものにとらえている。前述の最高裁判所の判断と異なり、手形関係の基本的な概念を再考させるといえる。

そこで、福岡高等裁判所平成19年2月22日判決を素材として、取立委任裏書の取立委任記載の抹消および裏書譲渡の効力について検討する。

## II 福岡高等裁判所平成19年2月22日判決

### 1 事実の概要

#### (1) 前提事実

X会社（一審原告、被控訴人）は、建設機械の修理・販売業を営む株式会社である。Y金庫（一審被告、控訴人）は、商工組合中央金庫法に基づき設立された特殊法人である。平成5年9月30日、X会社はY金庫との間で、手形貸付・証書貸付等の取引契約を締結し、Y金庫から手形貸付けの方法により貸付け（以下、「本件貸付け」という。）を受けてい<sup>(4)</sup>た。

---

(1) 最判昭和60年3月26日判時1156号143頁。

(2) 最判昭和50年1月21日金法746号27頁。

(3) 福高判平成19年2月22日判時1972号158頁。

(4) X会社とY金庫は、平成5年9月30日付けで、手形貸付・証書貸付等の一切の取引に関する債務履行につき定めた約定書を取り交わし、同約定書の定めに従って取引を行うようになった（以下、この約定を「本件約定」

### 手形の取立委任文言の記載と譲渡裏書の効力

X会社とY金庫との間では、つぎの決済方法がとられていた。①Y金庫は、X会社に対する貸付けに当たり、X会社から貸付けの見返りとして、第三者振出しにかかる商業手形につき、取立委任裏書の方式で交付を受け、これを預かり保管する（以下、「見返り手形」という。）。

②Y金庫は、見返り手形の満期日にこれを呈示し、取り立てた手形金をX会社名義でY金庫に開設された普通預金口座に入金し、同預金債権と貸金債権とを適宜の時期に対当額で相殺処理する。

Y金庫は、X会社に対し、平成14年3月22日に1,420万円（弁済期は、平成15年3月20日）を、平成14年7月4日に500万円（弁済期は、平成15年7月4日）を、いずれも手形貸付けの方法により貸し付けた（以下、「本件貸付け」という。）。

その後、X会社は本件貸付けに対する弁済が難しくなった。そこで、Y金庫は、本件貸付けの弁済期日を平成16年3月19日と延長し、X会社から相応の担保を徴求すること、および、Y金庫との間で、本件貸付けにかかる1,920万円の借入金につき、1年後に弁済する旨合意した<sup>(5)</sup>。これらをX会社において経営実務を担当している専務取締役Zに伝え、承諾を得た。

X会社は、平成15年4月23日、Y金庫に対する債務の根担保として、本件手形につき取立委任裏書をしてY金庫に譲渡した<sup>(6)</sup>。Y金庫は、平成15年4月28日以降、本件手形を順次支払のため呈示し、手形金2,043万3,000円の支払を受けた。

なお、Y金庫は、本件貸付けの弁済期日を平成16年3月19日と延長し、

---

といい、同約定書を「本件約定書」という。)

(5) X会社とY金庫は、平成15年3月19日付けで債務承認弁済契約証書を取り交わし、本件貸付けにかかる1,420万円および500万円の借入金が現存することを確認するとともに、同借入金につき、弁済期を平成16年3月19日とすることなどに合意した。

(6) 平成15年3月19日の時点で、X会社からY金庫に対し差し入れられていた見返り手形は、本件手形を含む計87通であった。

X会社から相応の担保を徴求し、その旨をX会社の専務取締役Zに伝え、承諾を得ていた。Y金庫の担当者は、平成15年4月22日、X会社を訪問し、応対に出た専務取締役Zから、翌23日付けで、①手形譲渡に関する契約書（以下「本件譲渡契約書」といい、同契約書にかかる契約を「本件譲渡契約」という。）、②商業手形担保約定書、③念書（商業手形担保特約）<sup>(7)</sup>を作成してもらった。

Y金庫の担当職員は、平成15年4月28日午後6時ころ、X会社を訪問し、専務取締役Zに本件手形を示し、Zは本件手形の被裏書人欄の「取立委任につきY金庫」との記載のうち「取立委任につき」の部分抹消した。そして、同部分の上からX会社の代表者印を押印した（以下「本件抹消行為」という。）。Y金庫は同日以降、前述したように、本件手形の支払呈示をし、計2,043万3,000円の支払いを受けた。

平成15年4月28日午前、X会社は大分地裁に対して民事再生手続開始および保全処分の各申立てをなし、同裁判所は午前11時ころ、X会社に対し、つぎの内容につき監督委員の同意を得なければならない旨の命令（以下「本件監督命令」という。）を発した。①同月27日までの原因に基づいて生じた債務の弁済および担保の提供をしてはならない旨の保全処分（以下、「本件保全処分」という。）、②所有する財産に係る権利の譲渡および担保権の設定等の一切の処分、X会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他の一切の処分等、である。

Y金庫の担当者は、X会社が民事再生手続開始の申立てを準備中であったことを全く知らず、同申立ての事実、本件保全処分および本件監督命令が発令された事実は、平成15年4月28日午後1時ころ、上記申立代理人弁護士からY金庫に伝えられた。<sup>(8)</sup>

---

(7) 本件譲渡契約書には、「私（X会社）は、……貴金庫（Y金庫）に対して現在および将来負担するいっさいの債務（貸付金額欄には、2,460万円と記載）の根担保として……、下記手形（本件手形）を貴金庫に譲渡譲渡します。」と記載されていた。

(2) 原判決

X会社は、以下のように主張し、本件手形の裏書譲渡が無効であり、Y金庫の手形金の取得が不当利得にあたるとして、手形額面相当額の2,058万1,000円の支払いおよびこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

第1に、本件手形の譲渡は、本件手形を譲渡する旨の合意であり、手形債権まで移転するものではない。第2に、X会社は、平成15年4月28日、本件手形の被裏書人欄の「取立委任につき」の部分抹消している（以下、「本件抹消行為」という）。当該時点で新たな譲渡裏書がなされたといえる。第3に、本件抹消行為をした専務取締役ZはX会社の代表者ではない。そのため、本件抹消行為は無権代表行為として無効である。第4に、本件抹消行為は、X会社を再生債務者とする民事再生手続開始

---

(8) 本件では、平成15年4月28日午前、被控訴人は、大分地方裁判所に対し、民事再生手続開始および保全処分の各申立てをしている。大分地方裁判所は、同月27日までの原因に基づいて生じた債務の弁済および担保の提供をしてはならない旨の保全処分ならびに所有財産に係る権利の譲渡、担保権の設定等一切の処分、被控訴人が有する債権の譲渡、担保権の設定その他の一切の処分等をする場合、監督委員の同意を得なければならない旨の監督命令を発した。

控訴人は、被控訴人が民事再生手続開始の申立てを準備中であったことを全く知らなかった。同申立てがなされた事実ならびに本件保全処分および本件監督命令が発令された事実は、同年4月28日午後1時ころ、申立代理人弁護士から控訴人に伝えられた。

民事再生手続により、本件手形が控訴人大分支店に到着したのは、遅くとも、同年4月28日午前2時ころであった。控訴人の職員は、同日午後6時ころ、被控訴人方を訪問し、対応に出た取締役専務に対し本件手形を示した。これに対し、取締役は、本件手形の被裏書人欄の「取立委任につき商工組合中央金庫」との記載のうち、「取立委任につき」の部分抹消し、同部分の上から被控訴人の代表者印を押印した。

控訴人は、平成15年4月28日以降、本件手形を所持し、各手形の額面合計2,058万1,000円につき順次支払呈示をし、不渡りとなって手形金の回収に至らなかった手形を除く75通の手形につき、計3,043万3,000円の支払を受けた。大分地方裁判所は、平成15年6月9日午後2時、被控訴人につき再生手続を開始する旨の決定をした。

(平成16年改正前民事再生法)の申立てに関連する保全処分・監督命令に違反し無効である。

一審大分地裁は、本件手形に基づいて取り立てた手形金1,881万9,000円が不当利得にあたるとして、当該手形金1,881万9,000円の支払を求め限度で本訴請求を認容した(大分地裁平成18年3月31日判決(平成16年(ワ)708号))。

そこで、Y金庫は、これを不服として控訴した。

## 2 控訴審

福岡高等裁判所平成19年2月22日判決(判時1972号158頁)は、つぎのように判示し、原判決を取り消した。

「本件手形は、Y金庫への取立委任裏書がなされた上で、見返り手形としてY金庫に交付され、Y金庫において保管中のものであったところ、本件譲渡契約により、X会社のY金庫に対する現在又は将来の一切の債務を担保するためにY金庫に譲渡されたものである……。しかも、同契約は、X会社の資金事情の悪化により、本件貸付けの弁済期日が延長されるという非常措置がとられた直後に締結され、その際には商業手形担保約定書や念書も取り交わされているのであって、これによれば、Y金庫に担保手形の取立金を任意の時期にいずれの債務の弁済にも充当することができることとされていたのである……。そうであれば、本件手形は、従来の見返り手形ないしそれに基づく決済の方式……から、手形に表象された手形金(手形債権)それ自体がY金庫に譲渡担保に供されたものであるといわなければならない。

そうすると、本件手形債権は、本件譲渡契約に基づき、平成15年4月23日の同契約締結の時点で、根譲渡担保としてY金庫に移転したものとすべく、その後なされた本件抹消行為は、同契約に基づく手形面上の処理が事実行為としてなされたにすぎず、これによりはじめて本件手形債権がY金庫に譲渡されたというものではないのである。」

## 手形の取立委任文言の記載と譲渡裏書の効力

なお、X会社（被控訴人）は、最高裁判所昭和60年3月26日判決（判時1156号143頁）、同昭和50年1月21日判決（金法746号27頁）を援用し、「後に取立委任裏書が抹消され、譲渡裏書の外形を備えるに至った場合、同抹消行為の時点で、譲渡裏書が新たになされたもの（である）」と主張した。しかし、福岡高等裁判所は、「これら判決と本件とは事案を異にする」として退けた。そして、Y金庫の不当利得を否定し、X会社の本訴請求を棄却した。

### Ⅲ 取立委任裏書の効力と譲渡裏書

#### 1 取立委任裏書の効力

##### （1）手形上の権利者

取立委任裏書は、裏書人が自己に代って手形上の権利を取り立ててもらうために、取立委任目的であることを手形上に表示して裏書することである。受任者は通常、金融機関である。<sup>(9)</sup>

このように取立委任裏書は、被裏書人に裏書人が有する手形上の権利を行使する代理権授与を目的とする。取立委任裏書は、権利行使の代理権授与の効力を有するが、権利移転の効力および担保的効力はない。<sup>(10)</sup>

被裏書人は、適法な取立委任裏書の外形を付与されている限り、取立代理権を有する。取立委任裏書の被裏書人は、裏書人の代理人として権利行使をするにとどまるのである。取立委任裏書は権利移転の効力を有さないため、裏書人は依然として手形上の権利者である。<sup>(11)</sup>

---

(9) 弥永真生『リーガルマインド 手形法・小切手法（第2版）』（有斐閣、2005年）147頁以下。

(10) 被裏書人は、手形より生ずる一切の権利を行使することができる代理権を与えられる（手形法18条1項）。被裏書人は、支払呈示、支払の受領、拒絶証書の作成、遡求の通知、償還請求、公示催告の申立、訴訟の提起など手形上の権利行使に必要な一切の裁判上および裁判外の行為をする権限がある（田邊光政『最新手形法小切手法（4訂版）』（中央経済社、2000年）170頁以下。

(2) 取立委任裏書人のなした譲渡裏書の効力

では、取立委任裏書を受けた者が譲渡裏書をした場合、譲渡裏書の効力はどうなるのか。学説上、当該譲渡裏書は無効であるが、再取立委任裏書の効力を維持すると解される。このように解することが当事者の意思に合致するからである。<sup>(12)</sup>

再取立委任裏書とは、取立委任裏書を受けた者がさらに取立委任裏書をなすことである(手形法77条1項1号・18条1項但書)。再取立委任裏書は、受任者としての権限および義務が消滅するのではない。<sup>(13)</sup>

2 取立委任文言の記載と譲渡裏書

(1) 譲渡裏書の合意

手形の所持人は代金取立手形として金融機関に対し、公然の取立委任裏書(手形法18条1項)をした後、裏書人と被裏書人(金融機関)との間で融資等の信用供与取引に伴い、当該手形を担保手形に切りかえることがある。<sup>(14)</sup>

この場合、取立委任裏書の取立委任文言を抹消し、譲渡裏書として隠れた質入裏書(譲渡担保)の法律関係を発生させるのである。しかし、

---

(11) 川村正幸『手形・小切手法(第3版)』(新世社, 2005年)168頁。取立委任裏書は資格授与的効力だけを有し(手形法77条1項1号, 18条1項本文), 権利移転的効力を有しない。裏書人が裏書後もそのまま手形上の権利者であり, 取立委任を撤回して, 手形を回収するときは, 取立委任裏書を抹消しなくても, そのまま手形上の権利を行使することができ, 裏書譲渡することができる。

(12) 富山康吉「取立委任裏書」(鈴木竹雄=大隈健一郎『手形法・小切手法講座(3)裏書』(有斐閣, 1965年)237頁以下。

(13) 弥永真生・前掲注(9)148頁。通説では, 再取立委任裏書は復代理人の選任という法的性質を有すると考える。

(14) 田中昭ほか『テキストブック手形法・小切手法』(有斐閣, 1980年)148頁~152頁, 106頁~111頁。

(15) 弥永真生「隠れた取立委任裏書と訴訟信託」最新重要判例200(弘文堂, 2006年)53事件(最判昭和44年3月27日評釈)。



## 手形の取立委任文言の記載と譲渡裏書の効力

被裏書人は抹消権限を付与されながら、直ちに取立委任文言を抹消せず、かなり後に取立委任文言の記載を抹消することが少なくない。<sup>(16)</sup>

取立委任を撤回して手形を回収する場合、取立委任裏書を抹消しなくても、裏書譲渡は可能である。<sup>(17)</sup>

では、手形上の取立委任文言が記載されたままになっていながら、当事者間で譲渡裏書にする旨の合意がある場合、どのように取り扱うべきか。すなわち、取立委任文言がありながら、譲渡裏書の合意の効力が問題となる。

### (2) 取立委任文言の記載が問題となる事案

裏書当事者間で譲渡裏書の合意がありながら、取立委任文言が記載されている状況として、つぎの事案がある。<sup>(18)</sup>

第1に、取立委任裏書の後、当事者間で譲渡裏書とする旨の合意が成立した。しかし、取立委任文言を抹消しなかった場合である。第2に、裏書譲渡を受けた銀行が、誤って取立委任印を押印した場合である。<sup>(19)</sup>第3に、手形取得者が取立委任裏書をして銀行に交付したものを受け戻し、取立委任文言を抹消することなく、手形割引のため第三者に譲渡した場合である。<sup>(20)</sup><sup>(21)</sup>

とりわけ、取立委任裏書をした裏書人が、取立委任裏書の当事者間で当該手形を譲渡する旨の合意がなされ、裏書に付加された取立委任文言

---

(16) 今井克典「取立委任の記載のある手形の譲渡」平成19年度重要判例解説（ジュリスト1354号）123頁。

(17) 川村正幸・前掲注(11)169頁。

(18) 田邊光政「取立委任文句の抹消と譲渡裏書としての効力発生時期」昭和60年度重要判例解説（ジュリスト862号）104頁、田邊光政・前掲注(10)172頁。

(19) 最判昭60年3月26日判時1156号143頁。

(20) 最判昭50年1月21日金法746号27頁。

(21) 東京地判昭42年3月8日金法474号32頁。

が抹消された場合、当該抹消時から通常の譲渡裏書が成立する<sup>(22)</sup>。

そこで、取立委任文言および譲渡裏書の合意につき検討するため、最高裁判所昭和60年3月26日判決<sup>(23)</sup>、最高裁判所昭和50年1月21日判決<sup>(24)</sup>、および東京地方裁判所昭和42年3月8日判決<sup>(25)</sup>を概観する。

#### Ⅳ 取立委任文言と譲渡裏書に係る判例

##### 1 最高裁判所昭和60年3月26日判決

###### (1) 事実の概要

Y有限会社（一審被告・控訴人・被上告人）は、昭和55年8月7日、訴外A株式会社に対し、本件2通の約束手形（金額合計500万円、満期はいずれも昭和56年1月26日）を融通手形として振り出した。A会社は、見返り手形として約束手形1通（金額500万円、満期は昭和56年1月20日）をY会社に対し発行していた。

A会社は直ちにB信用金庫に対し取立委任のため交付し、各手形にその旨の裏書を行った。翌8月8日、A会社は手形の不渡りを出して倒産した。A会社は、B信用金庫に対し、各手形をA会社がB信用金庫に対し負担していた債務の担保として譲渡することを約した。B信用金庫は、取立委任文言を抹消することなく、支払期日に本件各手形を支払場所に呈示したが支払を拒絶された。

X（一審原告・被控訴人・上告人）は、A会社のB信用金庫に対する債務の保証人である。Xは昭和56年3月10日に、A会社の債務を代位弁済し、B信用金庫は担保物として預かっていた本件手形を、被裏書人欄の「取立委任に付B信用金庫」との記載を抹消し、Xに白地式裏書により

---

(22) 最判昭60年3月26日金判723号3頁、最判昭50年1月21日金法746号27頁。

(23) 最判昭和60年3月26日判時1156号143頁。

(24) 最判昭和50年1月21日金法746号27頁。

(25) 東京地判昭和42年3月8日金法474号32頁。

## 手形の取立委任文言の記載と譲渡裏書の効力

譲渡した。

そこで、XはY会社に対し手形金500万円およびこれに対する昭和56年1月26日から支払ずみに至るまで年6分の割合による金員の支払を求めて本訴を提起した。

一審長野地裁は、「本件手形上の権利は、A会社よりB信用金庫に満期前に担保の目的で譲渡され、その後Xが保証人としてその担保債権を代位弁済したことにより、その担保たる本件手形を取得したものであるべきであり、本件手形の取立委任裏書が抹消されないまま支払の呈示がなされたからといって右認定を左右するものでない」として、Xの請求を認容した。

Y会社の控訴に対し、東京高裁は、一審判決を取り消しXの請求を棄却したため、Xは上告した<sup>(26)</sup>。

### (2) 判決の要旨

最高裁判所はつぎのように判示し、上告を棄却した。

「約束手形の取立委任裏書を受けてこれを所持している者が、その裏書人との間で当該手形の譲渡を受ける旨の合意をしたとしても、そのときに右取立委任裏書を抹消して新たに通常の譲渡裏書がされるか、または取立委任文言が抹消されるなど、右譲渡のための裏書がされなかったときには、後日取立委任文言を抹消しても、これによって譲渡裏書としての効力を生ずるのは右抹消の時からであって、前記譲渡の時に遡ってその効力を生ずるものではないと解すべきであるから（最高裁昭和45年（オ）第734号昭和50年1月21日第三小法廷判決参照）、前記の事実関係の

---

(26) 上告理由として、Xはつぎのように主張する。すなわち、B信用金庫は、本件手形の満期前に本件手形上の権利を取得したのであるから、Y会社は融通手形の抗弁をもってB信用金庫に対抗することはできない。B信用金庫から譲渡裏書を受けたXに対しても同抗弁を対抗できないのは当然であるのに、これと反する原判決は理由に齟齬がある。

もとにおいて、B借用金庫は、満期後（取立委任文言等を抹消した昭和56年3月10日頃）に本件各手形を、Aから隠れた質入裏書として白地裏書譲渡を受けたものであり、被上告人Yは、B信用金庫及び同信用金庫から更に裏書譲渡を受けた上告人Xに対し、融通手形の抗弁をもって対抗することができるとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。」

### （3）本判決の意義

本件では、つぎの内容が論点となる。第1に、取立委任裏書がなされた後、裏書人および被裏書人の間で、担保のために、当該手形譲渡の合意がなされたが、手形上の取立委任記載をそのままにしておいた場合、どのような効果が生じるのか。

第2に、当該手形が満期に支払呈示をしたが不渡りとなり、期限後に取立文言を抹消した場合、譲渡裏書の効果はいつ発生するのか、である。<sup>(27)</sup>

第1の論点につき、これは形式上、取立委任裏書でありながら、実質は譲渡裏書である。本判決は、「取立文言の抹消がなければ譲渡裏書の効力は発生しない」と判断したことに意義を有する。

第2の論点につき、本判決は、「取立委任裏書の被裏書人が、裏書人との間で当該手形の譲渡を受ける旨の合意をなし、それに基づき取立委任文言を抹消する場合、譲渡裏書としての効力を生ずるのは、その抹消の時からである」と判断したことに意義を有する。手形裏書における形式と実質との不一致という点では、隠れた取立委任裏書と同じ考え方で

---

(27) 本件とは異なり、隠れた取立委任裏書が問題となった事案は多い。形式は譲渡裏書であるが、当事者の経済的目的は取立委任である場合である。本件のように、取立委任裏書の形式でありながら、裏書当事者間で通常の譲渡裏書とする旨の合意が裏書時にまたはその後において、成立したという事案は多くはないとされる（田邊光政・前掲注(18)104～105頁）。

## 手形の取立委任文言の記載と譲渡裏書の効力

処理すべきこととなる。<sup>(28)</sup>

### (4) 従来判例

「取立委任文言の抹消と譲渡裏書の効力発生時期」を検討するにあたり、最高裁判所昭和50年1月21日判決<sup>(29)</sup>は、取立委任文言の抹消により、取立委任裏書が通常の譲渡裏書に変更される場合、譲渡裏書としての効力を生ずる時期について、同昭和60年3月26日判決と同旨である。

他方、下級審判例を概観すれば、①被裏書人が抹消権限を与えられて直ちに抹消する場合、<sup>(30)</sup>②例えば、債権担保の目的で、取立委任裏書を受け、取立委任文言の抹消権限を有する者が、期限後に取立委任文言を抹消する場合、<sup>(31)</sup>がある。

最高裁判所昭和60年3月26日判決は、同昭和50年1月21日判決と同様の立場である。判例に照らせば、取立委任文言が記載されながら、譲渡裏書の合意が裏書時または裏書後に成立し、被裏書人が手形権利を行使する場合、取立委任文言を抹消したうで譲渡裏書としなければならない。<sup>(32)</sup>

また、譲渡裏書の効力発生は、取立委任文言が抹消されたときであり、

---

(28) 福瀧博之「取立委任文言の抹消による譲渡裏書への転換」民商93巻3号111頁。

(29) 最判昭和50年1月21日金法746号27頁。

(30) 東京高判昭36年4月11日（下民集12巻4号765頁）。東京高裁は、取立委任文言が裏書人の意思に基づき、適法に抹消されたとしてもそれによって満期前の取立委任裏書がさかのぼって普通の譲渡裏書に変わるわけのものではなく、せいぜい取立委任の文言が抹消されたときに通常の譲渡裏書がなされたのと同じ効力を生ずるにすぎないと判示した。

(31) 最高裁判所昭和50年1月21日判決が、これら①または②のいずれに該当するかは、事実関係から明白ではない。福岡高裁平成19年2月22日判決は、明らかに②の場合に該当する。

(32) 齊藤武「取立委任裏書の隠された目的が被裏書人の債権担保である場合における当該裏書の効力」私法判例リマークス20号120頁（東京地判平成10年8月27日評釈）。

譲渡の合意が成立した時点に遡るのではない。譲渡裏書が行われながら、<sup>(33)</sup>被裏書人が誤って取立委任文言を記載した場合も同様と解される。

#### (5) 手形客観解釈の原則

手形は文言証券であり、手形上の権利内容は券面の記載に基づき判断される(手形客観解釈の原則)。手形客観解釈の原則に基づき、取立委任文言が記載されているならば、取立委任裏書の裏書人および被裏書人の間で手形譲渡が合意されたとしても、譲渡裏書の効果は生じないと解される。<sup>(34)</sup>

譲渡裏書を後で取立委任裏書に変更する場合、当然に取立委任文言を記載しなければ、取立委任裏書にはならない。他方、取立委任裏書を後で譲渡裏書に変更した場合、最高裁判所昭和60年3月26日判決は、隠れた取立委任裏書に係る解釈が妥当する。<sup>(35)</sup>

そのため、本判決において、取立委任文言は支払拒絶証書作成期間経過後に抹消されたため、B信用金庫およびXは期限後裏書によって取得したことになる。期限後裏書には指名債権譲渡の効力しか認められず(手形法77条1項1号・20条1項但書)、Y会社はXに対して融通手形の坑弁を主張できるといえる。<sup>(36)</sup>

---

(33) 田邊光政・前掲注(18)105頁。

(34) 伊藤壽英「取立委任文言の抹消と譲渡裏書の効力発生時期」手形小切手判例百選6版116頁(57事件)。隠れた取立委任裏書(取立委任の目的でなされた通常の裏書)では、①形式を重視する信託裏書説(手形上の権利は被裏書人に移転し、取立委任の合意は裏書人・被裏書人間の人的関係にすぎないと解する見解)、②実質を重視する資格授与説(手形上の権利は裏書人に残っており、被裏書人は単に権利行使の資格と権限を授与されるにすぎないと解する見解)、③当事者間では権利は移転しないが第三者との関係では権利が移転するとする相対的権利移転説が主張されている。

(35) 加藤勝郎「論説 隠れた譲渡裏書の効力」手形研究411号4頁。

(36) 尾崎安央「取立委任文言の抹消と譲渡裏書としての効力発生時期」法学セミナー375号82頁。

(6) 当該判例の評価

最高裁判所昭和60年3月26日判決<sup>(37)</sup>は、取立委任裏書をしたのち譲渡裏書とする旨の合意が成立した場合、譲渡裏書としての効力が生ずるのは、取立委任文言が抹消され、譲渡裏書としての形式が整ったときであるとす。当該判断に対し、学説は否定説および肯定説がある。以下、概観する。

①否定説

最高裁判所昭和60年3月26日判決に対する否定説として、つぎの学説<sup>(38)</sup>がある。本判例によれば、譲渡裏書とする旨の合意が満期前に成立しているても、取立委任文言を期限後に抹消したときは、期限後裏書としての効力しか生じないとする。すなわち、手形行為の効力は、当事者の具体的意思いかんにかかわらず行為の外形に従って決定すべきである。

手形は流通証券であり、多数の当事者が関与するものであるから、手形取引の安全と迅速な決済のために外形を基準にして法律効果を決せざるをえない面がある。

しかし、手形法は、形式自体に特別な意義が付与するものではなく、表示または形式を拠りどころとする第三者保護の観点から、手形の外観を重視する。当事者の内部関係および事実を知っている第三者に対し、形式を絶対視するのは行き過ぎである。

満期前に譲渡裏書とする合意があったのであれば、何らかの事情で取立委任文言が記載され、当該文言の抹消が期限後になされても、当事者間では合意の時に遡って譲渡裏書の効力を認めるべきである。したがって、裏書人は担保責任を免れないと解すべきであろう。<sup>(39)</sup>

---

(37) 最判昭和60年3月26日判時1156号143頁。

(38) 田邊光政・前掲注(10)172頁。

(39) この場合、被裏書人が取立委任文言を抹消しないで満期に支払呈示をしたことによって、遡求権保全効果があると解することができる。

②肯定説

最高裁判所昭和60年3月26日判決に対する肯定説として、つぎの学説がある。<sup>(40)</sup>譲渡の合意があった時点で譲渡裏書となるという見解もありうるが、取立委任裏書をした者が被裏書人に当該手形を指名債権譲渡の方式による譲渡（または単なる交付による譲渡）をなす可能性もありうることを考えると、法律関係の安定を図るために要式性を重んじて判例のように解するのが妥当である。<sup>(41)</sup>多数説である。

手形行為および手形上の記載（文言）の意味は、手形が第三者に転々流通される性質を有し、かつ、手形流通の促進が図られるべきことにある。当事者の具体的意思にかかわらず、手形上の記載（文言）だけに依拠するのである。

取立委任裏書を譲渡裏書に変更するには、裏書当事者間で合意が成立しただけでは足りず、取立委任文句の抹消を要する<sup>(42)</sup>と解される。

(40) 弥永真生「取立委任文言の抹消と譲渡裏書としての効力発生時期」・前掲注(15)52事件。

(41) 多数説（近藤光男「取立委任文言の抹消と譲渡裏書の効力発生時期」手形小切手判例百選4版106頁、福瀧博之「判例紹介 取立委任文言の抹消による譲渡裏書への転換」民商法雑誌93巻3号109頁等）によれば、手形の書面行為性等から、抹消行為の前後の取立委任裏書の効力として、最高裁判所昭和60年3月26日判決（判時1156号143頁）の判断と同様の効力を認める。当該効力を認めるため、手形面の記載と当事者の意思との相違がある裏書として、隠れた取立委任裏書との比較検討をする学説（加藤勝郎「隠れた譲渡裏書の効力」手形研究411号5頁）も多い。隠れた取立委任裏書に関する資格授与説の考え方にに基づき、第三者の保護が問題とならない場合、手形面の記載に従う必要はないとし、取立委任裏書の当事者間の実質関係を知っている第三者との関係および当事者間の関係では、抹消行為にかかわらず、手形債権の移転を主張することができるとする学説がある（藩阿憲「最高裁判所昭和60年3月26日判決判批」ジュリスト1209号150頁）。

(42) 実務上、いったん取立委任を受けた手形をその後、割り引いて、担保に取得することがある。この場合、取立委任裏書を抹消し、新たに譲渡裏書を受けるか、または、取立委任文句をすみやかに抹消しておくことが必



## 2 最高裁判所昭和50年1月21日判決

つぎに、取立委任文言の抹消と裏書の効力が問題となった最高裁判所昭和50年1月21日判決<sup>(43)</sup>を概観する。本件は、手形に取立委任裏書がなされている場合、取立委任文言を抹消し、譲渡裏書への変更が可能であるのか。可能であるとした場合、いつ譲渡裏書の効力を生じるかが争われた事案である。

### (1) 事実の概要

Aは為替手形(手形金118万円、支払人Y、満期昭和42年11月24日)を振り出した。X銀行は、AからY引受の為替手形につき、昭和42年8月10日付で取立委任裏書を受け、満期日である同年2月24日に支払呈示をしたが、不渡となった。昭和43年3月2日になり、X銀行は裏書欄の取立委任文言を抹消し、手形権利者としてYに対しその支払を求めた。

Yは、昭和43年5月30日の口頭弁論期日に、その所持するところのA振出、金額124万円、満期昭和42年12月25日、受取人Y、振出日同年8月31日の約束手形を呈示し、当該約束手形債権を受動債権として対当額で相殺する意思表示をした。そして、X銀行の本訴請求には応じられないと争った。

### (2) 判決の要旨

最高裁判所はつぎのように判示し、上告を棄却した。

「手形の裏書に付加された取立委任文言が抹消された場合は、その抹消の時から通常の譲渡裏書としての効力を生ずるものであり、当初取立委任裏書であったものが、右の抹消により、右の当初から通常の譲渡裏書としての効力を生ずることにはならない。……本件が為替手形の裏書は、原判示の取立委任文言の抹消によりその時から通常の譲渡裏書となるも

---

要である(川村正幸・前掲注(11)168頁)。

(43) 最裁昭和50年1月21日金法746号27頁。

のであって、所論のような期限前に遡及して通常の譲渡裏書となるものではないから、期限後裏書であるとしたうえ、被上告人の相殺の抗弁を認めた原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。]

### (3) 本判決の意義

#### ①学説の支持

本件では、裏書に記載されていた取立委任の文言が、満期日後に抹消された場合、以後通常の裏書としての効力を有するのか。または、当初に遡って通常の裏書としての効力を有することになるのかが問題となった。

本判決は、「手形の裏書に記載された取立委任文言が抹消された場合、抹消の時から通常の譲渡裏書としての効力を生ずる」と判示したことに意義を有する。学説はこれを支持し、本判決の立場は通説となつて<sup>(44)</sup>る。

#### ②裏書連続の判断基準

本件では、裏書の一部の抹消ができるかどうかについて、裏書人が取立委任裏書を譲渡裏書に変更する目的で、取立委任文書を抹消したのであれば問題はないとする。所持人が勝手に抹消することは、手形の変造となる。しかし、所持人が第三者に裏書譲渡した場合、無権限者によって抹消されたとしても、裏書の形式的連続を備えていることになろう。

本判決は、取立委任文書が抹消された時から、通常の譲渡裏書となる

---

(44) 吉原省三「取立委任文言の抹消」金法750号3頁。なお、最高裁判所昭和32年12月5日判決民集11巻13号2060頁は、裏書人が、裏書を抹消することなく所持人として提起したが、「振出人から裏書の連続を欠く旨の抗弁が提出された後、裏書を抹消した場合、手形法16条に基づき、当該裏書はこれを記載せざりしものとみなすべきである」と判示する。しかし、本件とは別問題と考えられる。

### 手形の取立委任文言の記載と譲渡裏書の効力

ものとしている。本件では、取立委任文書の抹消が支払呈示期間の後であり、期限後裏書の効力しかない。そのため、人的抗弁切断の効果はない。<sup>(45)</sup>

取立委任裏書を譲渡裏書に変更することは、代金取立手形として預かっている手形を担保手形に切りかえる場合に行なわれる。取立委任文書を抹消する方法をとると、抹消の時期が争われることになる。裏書の抹消に関連して、裏書の全部が抹消されていれば、裏書連続を判断するうえで、取立委任裏書の記載はないものとして扱われる。<sup>(46)</sup>

### 3 東京地方裁判所昭和42年3月8日判決

東京地方裁判所昭和42年3月8日判決<sup>(47)</sup>は、手形取得者が取立委任裏書をして銀行に交付したものを受け戻し、取立委任文言を抹消することなく、手形割引のため第三者に譲渡した場合、新たな譲渡裏書に転化するための要件が問題となった。

#### (1) 事実概要

X(原告)は、昭和40年11月29日に、所持する小切手を支払人に呈示したが、不渡りになったため、小切手債務者Y(被告)に支払を求めた。YはXに対し手形債権を有するとして、相殺をもって対抗した。すなわち、Xは当該手形につき第三者名義でP銀行に取立委任裏書をしたが、これを取り戻し、裏書記載を利用して取立委任文言および被裏書人P銀行の記載を抹消しないままで新裏書としていた。そして、A会社に譲渡し、流通後にYが譲渡を受けて所持人となった。Yは裏書の取立委任文

---

(45) 笹本幸祐「取立委任裏書の取立委任の記載の抹消と裏書の効力および譲渡担保」法学セミナー636号123頁。

(46) 被裏書人の氏名だけを抹消した場合については、裏書全部の抹消となるという考え方と、白地裏書になるという考え方とがあるが、従来の裁判例では、一般に後者の考え方がとられている。

(47) 東京地判昭和42年3月8日金法474号32頁。

言を抹消せず、譲渡裏書としては未完成のままで相殺をした。そこで、<sup>(48)</sup> Xは手形債権の相殺無効を求めて訴えを提起した。

(2) 判決の要旨

東京地方裁判所は、つぎのように判示した。

「既存の取立委任裏書の一部を利用して新たな譲渡裏書とすることは可能である。しかし、既存の取立委任裏書が新たな譲渡裏書に転化するためには、裏書人の譲渡意思に加えて既存の裏書中少なくとも取立委任文言が抹消されて外形上譲渡裏書としての体裁が整う必要があるものと思われる。このことは手形行為の内容の決定がその外形的観察に基づいて行われるべきことの当然の要請であると思われるのである。したがって、取立委任文言が残存しているかぎり、裏書人は担保責任を負わない。よって、被告主張のその余の点を判断するまでもなく、被告の相殺の抗弁<sup>(49)</sup>は採用できない。」

---

(48) Yが本件手形を取得するに至った経過は、つぎのとおりである。Xは本件手形を、受取人のS会社から第一裏書により譲渡を受け、訴外P銀行に取立委任裏書をして同銀行に交付していた。その後、訴外Qの斡旋により本件手形を他で割引いて貰うことにし、P銀行から取戻し、訴外Qに割引を依頼し、手形を同人に交付した。その際Xは、訴外Qが過大な割引先を物色し、その割引先の都合により必要に応じて裏書の一部または全部を抹消し、あるいは抹消しないで割引先に手形を譲渡すべき権限を同訴外Qに与え、その必要に備えて裏書の要所々に捨判を押し、裏書を抹消しないままで手形を同訴外Qに交付した。同訴外Qは手形を訴外Z会社で割り引き、これに伴い同会社に手形を譲渡し、その後、Yが主張する経過で白地式裏書または白地式裏書後の交付により順次手形が譲渡され、Yが所持人となった。

(49) 東京地裁は、つぎのように判断した。原告は、右手形の既存の取立委任裏書の記載を利用して新たな譲渡裏書をする意思のもとに右手形を訴外R会社に交付したものであり、その交付に当たっては、前後の手形譲受人に対し取立委任文言および取立被裏書人の記載を抹消すべき権限を与えたものであると解するのが相当である。

## V 取立委任文言の抹消と手形譲渡の成立

### 1 福岡高判平成19年2月22日の示唆

#### (1) 判例法理の例外

福岡高等裁判所平成19年2月22日判決（判時1972号158頁）、最高裁判所昭和60年3月26日判決（判時1156号143頁）、同昭和50年1月21日判決（金法746号27頁）、東京地方裁判所昭和42年3月8日判決（金法474号32頁）を概観し、取立委任文言の抹消と手形譲渡の成立について検討してきた。

とりわけ、福岡高等裁判所平成19年2月22日判決は、手形に債権者への取立委任裏書が記載して交付され、債権担保のため債権者に譲渡された場合、「取立委任」の記載抹消がなされなくとも、当該手形が譲渡の時点で、手形債権は譲渡担保として債権者に移転したものと判示する。当該判決には、「すでに確立された判例理論に例外を設けようとする高裁判断である」との指摘がある<sup>(50)</sup>。

福岡高等裁判所平成19年2月22日判決では、取立委任裏書がなされた上で交付された手形につき、当事者間で譲渡担保として譲渡する旨の契約が成立し、その後に取立委任文言が抹消されたのであれば、手形債権は取立委任文言の「抹消行為時ではなく譲渡契約の成立時」に移転するとされる。他方、最高裁判所昭和60年3月26日判決（判時1156号143頁）および同昭和50年1月21日判決（金法746号27頁）では、取立委任裏書がなされた手形につき、後に取立委任文言が抹消された場合、抹消行為の時点で譲渡裏書がなされたとする。

また、福岡高等裁判所平成19年2月22日判決は、最高裁判所昭和60年3月26日判決（判時1156号143頁）との関係について、①最高裁昭和60年判決の事案が手形の所持人が振出人に手形金請求をしたものであること。

---

(50) 菊地雄介「取立委任裏書の当事者間における譲渡担保契約の締結と取立委任文言の抹消」受験新報2007年12月号33頁。

②福岡高等裁判所平成19年事件では、契約当事者間で手形債権の移転の有無および時期が争われているのであるから事案を異にする、と判断し<sup>(51)</sup>ている。

## (2) 通常の譲渡裏書および取立委任裏書の区別

手形の裏書は通常の譲渡裏書および取立委任裏書が区別されるが、取立委任裏書には権利移転の効力がない<sup>(52)</sup>。

では、「取立委任」記載の手形を「通常の裏書」として譲渡することができるかどうか<sup>(53)</sup>が問題となる。東京高等裁判所昭和45年2月10日判決<sup>(54)</sup>は、取立委任の記載が誤記であったとして、不渡返還された後に取立委任を抹消した事案である。東京高判は、当該裏書につき、取立委任裏書ではなく通常裏書であるとしている。

また、学説上、裏書人と被裏書人との間で取立委任裏書を譲渡裏書とする旨を合意しても、外形上取立の文言が残っている以上譲渡裏書の効果は発生しないと解すべきであるとする<sup>(55)</sup>。

福岡高等裁判所平成19年2月22日判決（判時1972号158頁）の事案では、本件手形は、Y金庫への「取立委任裏書」がなされ、Y金庫に交付されているのである。手形上の権利移転を伴った譲渡と解し得るか疑問もある。福岡高等裁判所の考えは、本件譲渡契約締結に至る経緯等を鑑み、手形債権それ自体がY金庫に譲渡されたものとする。

---

(51) 黒沼悦郎「取立委任裏書」平成19年度重要判例解説（ジュリスト1354号104頁）。

(52) 富山康吉「取立委任裏書」（鈴木竹雄＝大隈健一郎『手形法・小切手法講座（3）裏書』（有斐閣、1965年）237頁以下）。

(53) 最判昭和60年3月26日判時1156号143頁は、「取立委任の記載のある手形を裏書譲渡した場合、当該裏書は取立委任裏書と解すべきであり、後日、取立委任を抹消して通常の譲渡裏書がされた場合、その効力は抹消された時から新たに生ずる」とする。

(54) 東京高判昭和45年2月10日金法575号31頁。

(55) 近藤光男・前掲注(41)106頁。

## 手形の取立委任文言の記載と譲渡裏書の効力

そして、「取立委任」文言の抹消は、契約に基づく手形面上の処理が「事実行為」としてなされたにすぎないとして、本事案の処理をしている。手形裏書人の民事再生手続開始および保全処分とも絡んだ事案であるが、実務上参考になるとされる。

### 2 本判決の批判

#### (1) 手形譲渡の契約締結に至る経緯等の斟酌

福岡高等裁判所平成19年2月22日判決（判時1972号158頁）は、最高裁判所昭和60年3月26日判決（判時1156号143頁）、同昭和50年1月21日判決（金法746号27頁）を引用したうえで、「後日取立委任文言を抹消しても、これによって譲渡裏書としての効力を生ずるのは右抹消の時からであって、前記譲渡の時に遡って効力を生ずるものではない」と判示する。すなわち、手形譲渡の合意が成立した時点ではなく、実際に取立委任文言が抹消された時点で通常の譲渡裏書の効力が生じることを明らかにした。

手形行為および手形上の記載の意味の確定は、本来、手形上の記載に依拠し、かつ手形行為の外形に基づくことが求められる。しかし、本判決は手形譲渡の契約締結に至る経緯等を斟酌し、取立委任文言の抹消を手形債権譲渡契約に基づく手形面上の処理が事実行為としてなされたものと判断している。この点に、若干の違和感があるという指摘もなされている。<sup>(56)</sup>

#### (2) 保全処分等が出された後の抹消行為

公然の取立委任裏書（手形法18条1項）をした後、裏書人と被裏書人（金融機関）との間で融資等の信用供与取引に伴い、当該手形を担保手形に切りかえる合意がなす。そして、取立委任裏書の取立委任文言を抹

---

(56) 笹本幸祐・前掲注(45)122頁。

消し、譲渡裏書の外形を整え、隠れた質入裏書（譲渡担保）の法律関係を発生させる。

このような事案において、抹消権限を与えられた被裏書人が直ちに取立委任文言を抹消することなく、抹消行為が相当に遅くなってしまう。では、合意から抹消行為まで時間差がある場合、いかなる時点で手形上の権利移転が生じるのか。

本件のように手形の処分その他を禁ずる保全処分等が出された後に、抹消行為がなされた場合、譲渡裏書としての効力発生が妨げられるのではないか。手形面の記載外観上は取立委任裏書のままになっている段階の法律関係をどう解するか、譲渡裏書の効果はいつ発生するのかの問題でもある。

### （3）手形客観解釈との関係

手形証券上の法律関係の内容は、証券の記載文言によって決定されなければならない（文言証券性）。手形客観解釈に基づき、取立委任裏書の当事者間で当該裏書を譲渡裏書にする旨の合意をする場合、裏書欄に取立委任文言があれば、譲渡裏書の効果は生じない。<sup>(57)</sup>

手形は、裏書に付加された取立委任文言の抹消時から、通常の譲渡裏書になる。抹消が期限後であれば期限後裏書となり、期限前に遡及して譲渡裏書にならない。譲渡合意時に遡り、効力が生じるものではない。<sup>(58)</sup>学説の大勢は判例の傾向に賛同している。<sup>(59)</sup>

それに対し、本判決（福岡高判平成19年2月22日）は、取立委任文言の抹消行為以前における本件譲渡契約の締結時に手形債権移転の効果が生

---

(57) 福岡高判昭和37年3月28日金法307号4頁、東京地判平成10年8月27日金法1545号55頁。

(58) 最高裁判所昭和60年3月26日判決（判時1156号143頁）、同昭和50年1月21日判決（金法746号27頁）。

(59) 伊藤壽英・前掲注(34)116頁。



## 手形の取立委任文言の記載と譲渡裏書の効力

ずるのであり、抹消行為は事実行為にすぎないと判断を下した。<sup>(60)</sup>

裏書に付加された取立委任文言を抹消する場合、譲渡裏書本来の効果が求められるのである。そのようにして成立すべき譲渡裏書は、文言記載の要素を含まない交付譲渡の場合と異なり、手形行為の文言性に基つき支配される。

従来の判例理論は、取立委任文言の抹消により譲渡裏書の外形として譲渡裏書を構成する手形の意味表示行為が備わった場合、裏書の法律効果たる権利移転（手形法14条1項）が生ずるとする。本件においても、従来の判例理論に従うべきであるとの指摘がある。<sup>(61)</sup>

## VI 結 語

本判決（福岡高判平成19年2月22日）は、取立委任文言の抹消行為を事実行為ととらえ、手形債権の移転において抹消行為という書面行為が不要であり、「当事者の意思表示」で足りることを示している。<sup>(62)</sup>

---

(60) 従来の判例および通説の考え方が手形の文言証券性ないし手形客観解釈の原則を基盤としていることに鑑みれば、本判決では、対第三者関係とは異なり手形授受の直接当事者間の法律関係は文言証券性によって支配されないとの見方がある。

(61) 今井克典・前掲注(16)123頁。

(62) 福岡高判平成19年2月22日は、取立委任文言の付記がある手形につき、取立委任裏書の当事者間で譲渡担保として譲渡する旨の契約が成立し、その後取立委任文言が抹消された事案である。福岡高裁は、「手形債権は、取立委任文言の抹消行為時ではなく、譲渡契約の成立時に移転する」と判示した。また、本判決は、当事者間の効力が問題となる事案を扱うため、最高裁判所昭和60年3月26日判決（判時1156号143頁）を引用するXの主張に対し、事案が異なり同列には論じられないと説明する。最高裁昭和60年3月26日判決は、取立委任裏書が抹消行為までは取立委任裏書の効力を有するにすぎず、抹消行為時に譲渡裏書としての効力を生じる。同様の効力を認める判例として、東京高判昭和36年4月11日下民集12巻4号765頁、大阪高判昭和45年3月26日判時611号86頁、東京高判昭和57年9月29日金判723号7頁、長野地判昭和57年2月24日金判723号8頁（昭和60年判決の第1審判決）がある。抹消行為時に譲渡裏書の効力が生じることについて

取立委任裏書は、取立委任文言だけが抹消されると譲渡裏書<sup>(63)</sup>になる。抹消行為は裏書人のほか、譲渡契約に基づき抹消権限が授与されると解される被裏書人によってもなされうる<sup>(64)</sup>。本件では、抹消行為が有効であるか否かを検討する必要がある。

その理由として、つぎのことがいえる。すなわち、手形債権の帰属は、裏書当事者間と第三者との間とで区別されることなく手形関係で定まる。裏書当事者間の問題は、手形関係に、原因契約を含む実質関係を加えて処理される。取立委任文言が抹消されるまでは、手形債権は裏書人に帰属する。しかし、被裏書人は裏書人からの手形返還請求に対し、原因契約である譲渡契約をもって拒絶することができる。また、裏書人に対し、手形債権の移転を譲渡契約に基づき請求することができると解されるからである。

---

は、最高裁昭和50年1月21日判決（金法746号27頁）が既に判示している。取立委任文言の抹消がない、又は認定されていない事案において、当事者間に譲渡契約が存在する場合の取立委任裏書には、取立委任裏書の効力が認められるにすぎないとする下級審判決（福岡高判昭和37年3月28日金法307号4頁、東京地判昭和42年3月8日金法474号32頁）がある。

(63) 富山康吉・前掲注(52)237頁以下。

(64) 長谷部茂吉「債権担保のため取立委任の裏書により手形を取得した後取立委任の文言を抹消した場合の法律関係」金法288号262頁（東高判昭和40年4月11日評釈）。